



学校にも働き方改革の風を

「改正給特法」の問題点

10月18日、私たちの無報酬の超勤容認に大きく関わってきた「給特法」の「改正案」が、閣議決定されました。この改正案のポイントは、2つです。

ポイント1 1年間の変形労働時間制の適用（2021年4月1日施行）

- 内容：○勤務を延長する日を、繁忙期の4・6・10・11月の一部に、「週あたり3時間増」で設定する。
- 延長分の振り替えを休日の「まとめ取り」とし、閑散期である「夏休み等に休日として」「8月に5日程度」を想定している。
 - 「変形」での業務は、通常業務以外のものとする。
 - 制度導入の前提として「業務の削減」を行った上での実施。

課題：●学校に、閑散期があるのか？

- 7時間45分で業務が終わることをめざすべきところ、「変形」で超勤が固定化される。

ポイント2 業務量の適切な管理等に関する指針の策定（2020年4月1日施行）

- 内容：○時間外労働の上限を原則「月45時間、年360時間」とするガイドラインを「指針」に格上げ。
- 「指針」＝各自治体は「指針」を参考に「条例・規則」を制定し、遵守する義務が生じる。

課題：●給特法の「限定4項目」を残したままでは、「自主的・自発的勤務」を黙認することになる。

- 「指針」を遵守させるほどの条件整備ができていない。

改正案は、この後、国会で審議されます。高教組は、日教組とともに給特法の廃止あるいは抜本的な改正と、業務削減・定数改善がない限り、超勤・多忙は解消されないという立場で、働く者の側に立った改革を求めています。